

素案に対する意見（策定審議会委員、公募）

区 分	性別	意 見
策定審議会委員 （６件）		・市民からのパブリックコメント（意見公募、意見提出）の重視について特に配慮して下さい
		・提言した内容が概ね盛り込まれている。 ・前文は、審議会で議論した精神がよく表現されています。 ・条文については、審議会議論の本質が変更されないよう望みます。
		・条例の内容そのものについては提言書の大意はすべて盛り込まれていて異議はありません。 ・表現がちょっと固い感じがしましたが、より市民に親しみやすい条例にしてください。
		・前文・・・長すぎる。判りにくいので中学生教師による文面の訂正を。 ・１条・・・長すぎるので一部削除を ・パートナーシップの定義が総合計画と異なるので整合させること ・６条（事業者の責務）第２項削除 ・第８条１項第２号（条例の制定改廃）削除 ・第８条第２項における機密性は使用しないで ・８条第３項（適用除外規定）第４号（市内部の事務処理）の適用範囲が不明につき削除 ・第６号（税等）については専門的な事項であり、審議が必要 ・第１１条（市民参画における留意事項）第３号深い知識の判断基準が不明であるので別途審議が必要 ・第４号（地域性）については地域エゴ問題を起こしかねないので、当面削除 ・全体的な指摘＝視覚や聴覚障害の方々への本案へのアプローチ及び意見収集はどのようになっているのか？ ・カタカナ用語の変更を 例：パブリックコメント
		・真摯な討議を重ねてきましたので、本案は基本的によいと思いますが、 １３条の末尾「努めるものとし」を有益なものは、施策に反映させる。 １４条第１項第１号委員の男女比率（追加）の「公平」 １８条時代の状況「や変化」を挿入してはどうでしょうか。 ・全体的にもっとやさしい文章・文体にはいかがでしょうか？市民活動の定義や醸成、輕易、有するなどは違和感が
		・素案は、分かりやすくまた審議会の提言をよく活かしていると思います。 ・パブリックコメントについては、提言では直接ふれていませんが、審議の趣旨からすると必要と考えます。
公募 （１２件）	男性	・第１４条審議会等の委員について、男女比率は平等に選考すること、委員については兼職をしないこと ・働く女性の意見を活用するための措置を講じる必要がある
	男性	・市民参画条例のＨＰは毎回見ていましたが、大変解りやすくまとめていると思います。 ・市民もこれまでと違って責任ある発言をしなければならず、市役所任せではなく市役所のする業務について関心をもつ必要があると痛感しました。 ・審議会の意見の中にパブリックコメントの項目が無いので危惧していましたが、素案では項目がありホットしました。審議会などに参加できないものの唯一の手段と考えるからです。 ・是非わかりやすい文言でつくってください。
	女性	・前文はもっと整理すること・・・一番大事なことに絞っては・基本理念の第３項・・・醸成ということばはもっと分かり易いことばにしてください。 ・パブリックコメントは、公共意見又は見解というふうにならなければならぬ
	女性	・第14条第１号「男女の比率」とうたってあるがより、具体的表現を入れてほしい・・・「両性にかたよらないよう平等に
	女性	・市と市民、市民と市民のパートナーシップで協働を実現するのは、大変結構なことと思いますが、男性が頭で女性が手足では、そのあたりの文言が見当たらない。 ・１４条第１項第1号委員の男女比率に最低３（？）割でそれ以上とか数字を入れて欲しい。 ・その他は大変よく出来ていると思います。１４、１５、１６、１７、１８条は絶対必要と思います。 ・参加・参画・参決が理想的だと思うのですが
	男性	・凡ゆる方途、方策による市民の市政への積極的参加、参画を促すことは、今後の下関市のために最も必要であり、これが条例の制定、施行により”市民の市民たる意識の昂揚”が大いに期待できる。 ・条文構文上、目的（第１条）の次に基本理念（第３条）を第２条として繰り上げる。定義は第３条とすべきである。
	男性	・市民参画条例の審議過程を拝見させて頂きました。これまでにないような情報の公開と、詳細な議事報告に、この審議会の「熱い想い」まで読み取れるように思います。 ・条例は、平易な言葉遣いと、市民を対象とした読み安さへの配慮も十分に感じられましたが、一步踏み込んで楽しさを喚起するような仕掛けも是非審議会の中で考えられては ・下関には、いろいろな審議会や条例がありますが、その中には、作りばなっして機能していない組織が沢山あることも、多くの市民が憂慮しているのも事実です。この条例がきちんと機能し、実効性をもち、市民のまちづくりへの参加を加速するきっかけになることを願ってやみません。
	男性	・審議会のこれまでの審議内容および提言書を拝読しました。審議会の皆さんの情熱に心うたれる思いです。 ・市民との協働を考えた場合、広報活動が非常に重要と考えます。ＨＰに掲示したから、市報みらいに掲載したから、チラシを作ったからそれで終わりではなく、市民の理解度、認知度を把握しつついかにして条例の精神を浸透させていくか、倦むことのない努力が必要です。 ・まちづくりに高い意識と知識をもった市民を育てていくことも考慮してください。たとえば、まちづくりのリーダーを育成するための機関を立ち上げてはどうでしょうか？ただし、勉強会等の開催は、市民が参加しやすい土日開催が望ましいと思います。
	女性	・良く出来ていると思います。 ・男女共同参画→市民協働参画大変良いことと思います。 ・前文の表現は少々オーバーな感じました。美化しすぎではないか？文章の飾りすぎではないかと思う。
	女性	・前文は理解しやすい文章であり、趣旨も良くわかります。 ・第１０条第５号 パブリックコメントは、市民だれでも解る言葉に変えてください。 ・定義第５条「自律的に関わること並びに、市民と市民が」を「自律的に関わり、市と市民が・・・」の方が良いのでは
	男性	・８月のフォーラムに参加し、貴重な体験をさせていただきました。条例素案自体は大変よくできていると思いますが、あまりにも条例然としていました。 ・条例が成立したときに、実際に市民がどういう形で参加していくのか道筋が今ひとつ見えないような気がします。 ・市民の様々な要望を具体的なカード＝市民参画要望カードといったものを沢山集めることが必要です。私の関係している音楽で言えば、市民会館、文化会館などの自主企画などがどのような基準で採択しているのか等の運営については現在、一般には見える形にはなっていません。また、文化会館の改築等に際して、市民が音楽を楽しむ為の使いやすいデザインや、演奏する側から見た音響デザインに関して、設計段階から関わりたいと思っている方は、身近に複数いらっしゃる
	女性	・男女共同参画基本法を含んだものになることを望みます。 ・具体的に第１４条第１項１号の委員の男女比率に「共に両性にかたよりなく平等に推進できるように選考すること」